



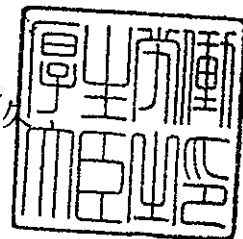
厚生労働省発基1224第1号

令和2年12月24日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 特別加入の対象となる事業として、柔道整復師法第二条に規定する柔道整復師が行う事業を新たに規定すること。

二 特別加入の対象となる特定作業として、放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの及びアニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるものを新たに規定すること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の一の事業及び第一の二の作業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年四月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

### 1 改正の趣旨

- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）において、フリーランスとして働く者等の労働者でない者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないところ、第 83 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年 12 月 23 日）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされ、また、成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされた。
- これを踏まえ、国民に対する意見募集及び関係団体からのヒアリングを行い、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論いただいたところ、以下の通りの事業又は作業を行う労働者以外の者について特別加入制度の対象範囲とするべきとされた。
  - ・柔道整復師
  - ・芸能従事者
  - ・アニメーション制作従事者
- したがって、上記の事業又は作業について、特別加入制度の対象範囲とするよう所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 46 条の 17 及び第 46 条の 18 を改正し、柔道整復師を一人親方として、また、芸能従事者及びアニメーション制作従事者を特別作業従事者として追加する。
- (2) 柔道整復師、芸能従事者及びアニメ制作従事者について、第 2 種特別加入保険率をそれぞれ 1000 分の 3 とする。
- (3) その他、所要の規定の改正を行う。

### 3 根拠条文

- ・労災保険法第 33 条第 3 号及び第 5 号並びに第 50 条
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 14 条第 1 項

### 4 施行期日等

公布日：令和 3 年 1 月中旬（予定）  
施行期日：令和 3 年 4 月 1 日（予定）